

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第5回総会 議事録

■日時 令和元年7月29日（月）午前10時00分～午前10時41分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、坂本第二部会長、荒井委員、池邊委員、池本委員、小林委員、小堀委員、袖野委員、寺島委員、平林委員、森川委員、保高委員

■議事内容

1 答申

「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、騒音・振動、生物・生態系、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

2 諮問

「多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間）建設事業」環境影響評価書案

⇒ 会長の指名により、第一部会へ付託

3 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 特 例 環 境 配 慮 書	・多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間）建設事業	令和元年5月30日
2 事 後 調 査 報 告 書	・東京都市計画道路放射第35号線（練馬区早宮～北町間）建設事業（工事の施行中その2）	令和元年5月31日
	・大手町一丁目2地区開発事業（工事の施行中その1）	令和元年6月21日
	・都営桐ヶ丘団地（第4期・第5期）建替事業（工事の施行中その2）	令和元年5月31日
	・（仮称）晴海二丁目マンション計画建設事業（工事の完了後）	令和元年6月20日
3 変 更 届	・勝どき東地区第一種市街地再開発事業	令和元年5月31日
	・（仮称）四谷駅前地区市街地再開発事業	令和元年6月18日
	・臨海部幹線道路建設事業及び臨海部幹線開発土地地区画整理事業	令和元年6月21日
	・豊洲新市場建設事業	令和元年6月3日
	・六本木三丁目東地区再開発事業	令和元年6月21日

令和元年度「東京都環境影響評価審査会」第5回総会
速 記 録

令和元年7月29日（月）

都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 21

午前 10 時 00 分 開会

○森本アセスメント担当課長 おはようございます。定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、またお暑い中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 12 名の御出席をいただいております。定足数を満たしてございます。

それでは、令和元年度第 5 回総会の開催をお願いいたします。

本日は傍聴の申し出がございましたのでよろしくお願いいたします。

○柳会長 わかりました。皆さんおはようございます。

それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がおられますので、「東京都環境影響評価審議会の運営の関する要綱」第 6 条第 3 項の規定により、会場の都合から傍聴人の数を 30 名程度といたします。

それでは、傍聴人の方を入场させていただきます。

(傍聴人入场)

○柳会長 傍聴の方は、傍聴を希望される案件が終了され次第、退出されて結構です。

それではただいまから令和元年度東京都環境影響評価審議会第 5 回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、答申 1 件、諮問 1 件、受理報告を受けることといたします。

それでは、「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。この案件については第二部会で審議していただきましたので、その結果について坂本第二部会長から報告を受けることといたします。よろしくお願いいたします。

○坂本第二部会長 資料 1 をご覧ください。初めに、部会で取りまとめました答申案文について事務局から朗読をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 3 ページ、資料 1 を読み上げます。

令和元年 7 月 29 日

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

4 ページの別紙をご覧ください。

第1 審議経過

本審議会では、令和元年5月29日に「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

【騒音・振動】

工事の完了後の鉄道騒音について、本事業区間周辺には中高層の住宅等が存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うこと。

【生物・生態系、自然との触れ合い活動の場 共通】

京浜島つばさ公園付近は、本事業による中間立坑、換気施設等の工事が予定されているが、その位置、規模、施工方法等が不明確であることから、これらを示した上で、京浜島つばさ公園周辺における生物・生態系、自然との触れ合い活動の場に与える変化の内容及びその程度が明らかになるよう適切に予測・評価すること。

【廃棄物】

本事業では、事業区間約12kmのうち約5kmはシールド工法を用いたトンネル区間であり、大量の建設発生土の排出及び立坑の掘削に伴う廃棄物の発生も想定されることから、予測に際しては、施工計画の内容に加え類似事例を参考に、発生廃棄物等の種類、排出量についてより詳細に検討し、再資源化等の予測・評価を行うこと。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上です。

○坂本第二部会長 それでは、審議の経過について御報告いたします。

本調査計画書は、令和元年5月29日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。本事業は田町駅付近から東京貨物ターミナル付近までの7.4kmの区間において、東海道貨物線を改良し、羽田空港新駅までの約5kmの区間において新線の敷設を行うものであり、対象事業の種類は鉄道の建設及び鉄道の改良です。

次に、答申案の内容について説明します。

まず、騒音・振動の意見ですが、本事業区間周辺には中高層の住宅等が存在することから、必要に応じて高さ方向を含めた予測評価を行うことを求めるものでございます。

次に、生物・生態系、自然との触れ合い活動の場共通の意見ですが、京浜島つばさ公園付近の中間立坑、換気施設等の位置、規模、施工方法等が不明確であることから、これらを示した上で生物・生態系、自然との触れ合い活動の場と与える変化の内容及びその程度が明らかになるよう適切に予測・評価することを求めるものでございます。

最後に廃棄物の意見ですが、本事業では大量の建設発生土の排出及び立坑の掘削に伴う廃棄物の発生が想定されることから、施工計画の内容に加え、類似事例を参考に発生廃棄物等の種類、排出量について、より詳細に検討し、再資源化等の予測評価を行うことを求めるものでございます。

本調査計画書に対しましては、都民からの意見はありませんでしたが、周知地域区長である港区長、品川区長及び大田区長から意見が提出されております。本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、ここに指摘する事項に留意して評価書案を作成するよう求める次第でございます。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

特に御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○宮田アセスメント担当課長 タブレットに答申書を提示させていただきました。

それでは、答申書を読み上げます。

31 都環審第 19 号

令和元年 7 月 29 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「羽田空港アクセス線（仮称）整備事業」環境影響評価調査計画書について答申

令和元年 5 月 29 日付 31 環総政第 139 号、諮問第 497 号で諮問があったことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほどと同じ内容となります。

以上です。

○柳会長 それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

それでは諮問に入ります。諮問案件について事務局から提案してください。

○森本アセスメント担当課長 最初に資料 2 でございます。朗読します。

31 環 総 政 第 302 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 31 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和元年 7 月 29 日

東京都知事 小池 百合子

記

諮問第 501 号 「多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間）建設事業」特例環境配慮書

よろしく願いいたします。

○柳会長 「多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間）建設事業」特例環境配慮書につきましては、第一部会に付託させていただきますので、第一部会の委員の皆様、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、本件について事業者の方から説明を受けることといたします。事務局と事業者の方は席の移動をお願いいたします。

○柳会長 それでは、「多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間）建設事業」特例環境配慮書につきまして、概要の説明をお願いします。

○事業者 それでは、今お話にありました事業について説明させていただきます。お手元の黄緑色の冊子をご覧くださいませでしょうか。特例環境配慮書「多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間）建設事業」でございます。

1 ページ目をお開きいただけますでしょうか。本事業の事業者の名称は東京都でございます。

対象計画案の名称は「多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間）建設事業」で、対象計画案の種類については道路の新築及び改築でございます。本計画は、南多摩尾根幹線、全線 16.6km のうち稲城市百村を起点として、多摩市聖ヶ丘五丁目を終点とします約 4.1km の区間において、平面構造、橋梁構造及びトンネル構造により、本線往復 4 車線の道路を整備するものです。

この計画については、トンネル等区間において、既定都市計画の位置とした案【A案】と、既定都市計画の位置より南側とした案【B案】の異なる複数の対象計画案を策定したものでございます。

続きまして、3ページから4ページですが、表3-1(1)の複数の対象計画案の概要をご覧くださいませうか。道路の区分は道路構造令で定められております第4種第1級の道路で、車線数は往復4車線、設計速度は時速60kmです。

5ページをお開きいただけますませうか。折り込みの図面です。上側に平面図がありますが、平面図の左側のところにあります青色でお示ししております多摩市と稲城市の市境付近の湿地におきまして、希少な陸産貝類を初めさまざまな動植物が生息、生育していることが判明しております、平成26年11月に連光寺・若葉台・里山保全地域に指定されております。図でご覧のように、保全地域の敷地の直下に既に都市計画決定されているルートが位置しているところです。そのため、トンネル構造及びその前後を含む区間をトンネル等区間としまして、この区間において湿地の南側を通るルートを検討しまして、既に都市計画決定されているルートと比較することとしました。

この右側の横断図をご覧くださいませうか。横断図の①と書いてあるところですが、左側のA案がルートを既定都市計画の位置とする案で、湿地の直下です。B案はルートを既定都市計画の位置より南側とする案です。

トンネル等区間の道路構造としては、平面構造及びトンネル構造で、平面構造の部分につきましては延長が約0.6km、幅員が58m、トンネル構造の部分の延長については、A案で約1.9km、B案で約1.8km、車道幅員が7.5mでございます。

続いて、6ページをお開きいただけますませうか。こちらもちり込みの図面です。こちらはトンネル等区間以外の東側の区間を標準区間としています。図の右側のところですが、道路構造としては平面構造を基本としておりますが、図の真ん中あたり、JR武蔵野（貨物）線との交差部分については橋梁構造としております。平面構造の延長は約1.5km、幅員は36～58m、橋梁構造の部分は延長が約0.1km、幅員が50mです。

続きまして、31ページをお開きいただけますませうか。対象計画の案の目的及び内容でございます。「都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～」や都市づくりのランドデザインなど都の計画、それから次のページですが、多摩市、稲城市の都市計画マスタープランなどにおける本事業の位置づけについて記載しているところです。これらを踏まえまして、32ページの2段落目のところですが、本事業について①多摩地域に

おける人やモノの動きを円滑化し、都市間の連携を強化。②交通渋滞が発生している要因を解消し、南多摩尾根幹線の渋滞を緩和。③緊急車両の円滑な通行の確保とともに、災害時に安全な避難経路や支援物資の輸送路としての機能強化により、地域の防災性の向上などを事業の目的としております。5項目記載させていただいております。

次に37ページ。「複数の対象計画案の内容」をご覧くださいませでしょうか。複数の対象計画案は、ルート、構造形式、車道の配置の3つの視点から検討して策定しております。

まず、ルートですが、多摩市東部に位置します連光寺地区及び稲毛市西部に位置します若葉台地区にまたがる地域におきまして、希少な陸産貝類を初め多様な動植物が生息、生育する場所であることが判明しまして、平成26年11月に連光寺・若葉台・里山保全地域に指定されました。先ほど申しましたとおり、この保全地域の敷地の直下に都市計画決定されているルートが位置しております。そのため、湿地の南側を通るルートを検討しまして、既に都市計画されているルートと比較検討することとしました。

なお、トンネル構造以外の区間については、既定都市計画ルートの幅員で、用地取得済みで、現在往復2車線で暫定整備されております。また、環境現況調査を実施しましたが、ルートを変更しなければならない状況は見受けられませんでした。

次に、構造形式について説明します。39ページをお開きください。対象計画の案の構造形式は、計画道路の区間ごとの地形状況等に応じまして、トンネル構造と平面構造を基本としております。なお、JR武蔵野（貨物）線との交差部については橋梁構造による立体交差としました。

トンネル等区間につきましては、多摩市と稲城市の市境付近は山地斜面となっておりますので、平面構造とした場合、大規模な切土や盛土が発生するとともに、連光寺・若葉台・里山保全地域に多大な影響を及ぼすことから、トンネル構造を基本としました。

標準区間については、沿道アクセス及びまちづくりの一体性及び経済性から平面構造を基本としております。

沿道アクセス及びまちづくりとの一体性につきましては、標準区間における計画道路の沿道のほとんどが市街化された地域となっておりますので、道路整備に当たりまして地域の方々が利用しやすく、利用者も沿道に立ち寄りやすくするなど、沿道アクセス機能が求められます。また、多摩ニュータウンの魅力を向上させるとともに、まちづくりとの一体性を図る必要がございます。平面構造は沿道アクセス機能に優れ、まちづくりの一体性を図るのに有利でございます。

経済性につきましては、平面構造は掘割式と比較して工事費、維持管理費が安くなってまいります。

次に、車道の配置でございます。45 ページをお開きいただけますでしょうか。図 6.2-1(2)で、トンネル等区間から車道の配置について説明させていただきます。自転車や歩行者は現道である都道町田調布線が通行可能で、周辺の土地利用を考慮してトンネル構造は車道のみとしております。また、A 案、B 案ともに上下線を分離した案を基本としております。また、トンネル構造以外の区間については、計画道路、沿道への配慮等から基本的に道路の中央に車道往復 4 車線を配置しております。

次に、標準区間について車道の配置を説明します。48 ページをお開きいただけますでしょうか。48 ページの図でございます。標準区間につきましては、計画道路、沿道への配慮などから、基本的に道路の中央に車道往復 4 車線を配置しております。

次に、恐縮ですが、41 ページにお戻りいただけますでしょうか。対象計画の案としなかった主要計画の案に、計画道路の一部区間を既定都市計画の掘割式とする案がございます。計画道路は平成 3 年 10 月の都市計画変更によりまして、構造形式として地表式、掘割式及び地下式が明示されました。計画道路の掘割式の区間はこれまで宅地開発に合わせて段階的に地表式の副道を中心に整備が進められまして、本線の掘割の部分については未整備でございました。

平成 13 年に行政評価が行われまして、本線の整備については多大な事業費や長期の事業期間を要することなどから、構造形式などの抜本的な見直しが必要との評価を受けまして、整備形態等について検討を進めてきたところです。この検討の結果ですが、構造形式を掘割式から地表式にした場合、工期短縮やコスト縮減だけでなく、沿道へのアクセスの向上により、まちづくりとの一体性を図ることができるという結果が出てまいりまして、以上のことから、対象計画の案の策定に当たりまして、計画道路の一部区間を既定都市計画の掘割式とした案は、対象計画の案としては採用しないこととしました。

次に、49 ページをご覧くださいませでしょうか。事業の工程でございます。工程については表 6.2-2 で示すとおりで、トンネル構造の区間は用地取得が令和 4 年度から、道路工事は平面構造の区間は令和 3 年度、トンネル構造の区間は令和 5 年度、それから橋梁構造の区間については令和 4 年度から着手する予定です。トンネル構造以外は基本的に道路敷地の中央部に 4 車線の車道を整備しまして、その後、現在、暫定整備されております南多摩尾根幹線の車道部に歩道、植樹帯を整備して完了となります。道路の供用開始は令和 11 年度を予定し

てございます。

続いて、環境影響評価項目ですが、164 ページをご覧ください。表 9.1-1 ですが、トンネル区間について大気汚染、水循環など 9 項目を選定し、標準区間について大気汚染、土壌汚染など 7 項目を選定したところでございます。

選定理由について、166 ページをご覧くださいませでしょうか。大気汚染については、自動車の走行に伴い発生する排出ガスによる大気質への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を予測の対象としました。

続いて 167 ページをご覧ください。水循環については、トンネル等区間でのみ選定しております。計画道路のトンネル構造については、トンネルの掘削工事に伴いまして、湧水及び地下水の水位及び流動等への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定しております。その他の騒音・振動、土壌汚染などの項目につきましても、166 ページ～168 ページに選定理由を記載しているところです。

選定しなかった項目については 169 ページに示しております。トンネル等区間において選定しなかった項目は悪臭、水質汚濁など 8 項目でございます。標準区間については、地盤、水循環など 10 項目を選定しなかった項目としております。

それぞれの項目の選定しなかった理由については、169 ページから 171 ページに記載しているところです。

概要の説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問等ございますでしょうか。

○池本委員 スケジュールのことで少し教えていただきたいのですが、49 ページになると思いますが、A 案と B 案で、終わりの時期が多分 1 か月～2 か月ぐらい違うのかなと思うのですが、ここは、ここまで今細かく見られているのか。ここの意味合いがどれぐらいあるのか。距離的に短くなるような工事かなと思うのですが、この 1 か月～2 か月の差というのが、その割には、だったらもう一緒にしてしまってもいいのではないかなと思ったり、距離の分が短くなったら、もっと短くなるのかなというふうに、直感的な感じですけども感じたので、ここの意味合いを教えていただきたい。

あと、A 案だと今都市計画の指定がされていると思うのですが、B 案にしようとする、それをやり直すことになると思うのですが、その分の手続の期間などが影響しないのでしょうか。

○事業者 お答えいたします。

まず1つ目の供用時期ですけれども、延長による工期の遅れというものを想定して記載させていただきました。

それから、手続の期間ですけれども、A 案の場合におきましてもルートは変わらないのですが、構造の変更、掘割から地表式という変更を伴いますので、手続期間は A 案、B 案とも同じという想定をしております。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御発言がないようですので、諮問につきましてはこれで終わりにいたします。事業者の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、受理関係について事務局から報告をお願いします。

○森本アセスメント担当課長 受理関係について事務局から報告をいたします。お手元の資料3をご覧ください。先ほど諮問において説明していただきました特例環境配慮書が1件、事後調査報告書が4件、変更届5件を受理してございます。

それでは、受理報告につきまして、事前に各委員からいただいた助言事項等について説明させていただきます。

○宮田アセスメント担当課長 受理報告につきましては、今年度から事前に事務局から各委員の皆様当初送付させていただき、委員の皆様から助言事項等を頂戴するという流れに変更させていただいたところです。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御理解、御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回の受理報告の図書について委員の皆様からの助言事項等はございませんでしたので、本日、配付資料はございません。なお、森川委員からコメントを頂戴しておりますので、この場で紹介させていただきたいと思っております。

資料3の事後調査報告書の1つ目の、東京都市計画道路放射第35号線の事後調査報告書につきましてコメントを頂戴しました。「写真等を見る限り、大気汚染対策をしっかりと対応されている。また、長い工事期間において騒音も基準内であり、苦情がなかったことは良い」というコメントを頂戴してございます。

2つ目として、変更届の最初にあります勝どき東地区第一種市街地再開発事業の変更届についてもコメントを頂戴してございます。「最大排出出現時期や建設機械の構成が変わったことから、SPM 排出量の再計算を実施している。SPM 寄与濃度等は増加する予測ではあるが、濃度及び寄与率ともに懸念するレベルではない」と、このようなコメントを頂戴してございま

す。

今年度からこのような形で報告のスタイルを変更させていただきましたが、次回以降についてもこの形で進めさせていただきたいと考えてございます。御理解、御協力のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

報告としては以上となります。

○柳会長 ありがとうございます。

報告の仕方が今回変わったので、各委員につきましてはお手数なのですが、事前に図書を見ていただいてコメントをしていただくという方式ですので、図書を見ながら説明を受けて、それについてのコメントをするという方式とはちょっと違いますので、事後調査はアセスの手続の中でも確認する意味では非常に重要なところで、評価書以降の工事に着手して以降の不確実なところを確認していくという作業ですので、ぜひ、委員の皆様におきましては、よろしく御協力のほどを、私からもお願いしたいと思います。

お手元にこのように図書が配られています、何か御意見はございますか。

それから、事後調査のコメントをいただくときに、事務局としてこれは受理なので義務的ではないのですが、事務局にとっては事務的な作業が必要ですよね。個々の図書についてこういう項目について内容的にもっと分かりやすく、今まで作ってこられたような形のものがあるとコメントがしやすいと。何を事務局として評価の対象で重要だと思っているのかということが、我々にもよく伝わると思うのですよ。その点はいかがなのでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 昨年までのやり方につきまして報告内容とか変更内容は概要という形で簡単に事務局でまとめさせていただいた資料を作っておりましたが、基本的には手続の中で事業者から図書を提出していただきまして、事務局でもわかりやすい図書という形で色々アドバイスをさせていただいて作ってございます。例えば事後調査報告書でお配りしているものが幾つかありまして、この中に「事後調査報告書、工事施行中その 2、東京都市計画道路放射 35 号線建設事業」というものがございます。こちらでいいますと、5 ページに、今回はこの事業でいいますと工事施行中の報告ということで、騒音・振動に係る部分を中心に報告していただくというようになっておりまして、その詳細については、この冊子、これだけ厚くなってしまっておるのですが、5 ページに今回の事後調査結果の概略ということで、最初にまとめたものを必ず作るような形にしております。ここが、今まででいいますと、我々のほうで作っていた資料になりますので、委員の皆様におかれましては、これを全部見ていただくのは大変だと思うのですが、最初のところに、この図書の概略ということで

考察した部分をこのような形で作っております。これには、分かりやすい記述とするということ考察等も入れておりますので、ぜひこちらをご覧くださいと思います。全ての図書について、このような概略という形で、変更届にしても、事後報告書にしましてもまとめておりますので、ぜひこのところをご覧くださいまして、気になるところがあれば奥の詳細な部分を見ていただきたいと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

そういうようなやり方になっているということなので、その点に注目していただいてコメントを付していただくとありがたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○池本委員 可能であればのお願いなのですが、目次を付けていただくことはできないでしょうか。目次を付けていただくと、結構ページ数が多いものもあって、何ページ目ぐらいに、例えば私だと最低限廃棄物は見ないといけないかなという気持ちでいるのですが、画面上だといつも後ろのほうにあって、どのあたりかというのをめどをつけていますが、目次を毎回つけていただけるとありがたいのですけれども、可能でしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 そこにつきましては検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終わります。皆様、どうもありがとうございました。

○柳会長 それでは、傍聴人の方は退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午前 10 時 41 分 閉会)